

○福岡県労働政策審議会規則

平成十二年三月三十一日  
福岡県規則第四十四号

福岡県労働政策審議会規則を制定し、ここに公布する。  
福岡県労働政策審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県労働政策審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、労働に関する重要事項(職業能力の開発に関する事項を除く。)について調査審議し、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に応じて答申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十五人で組織する。

(委員)

第四条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事がそれぞれ四人(第四号に掲げる者にあつては、三人)を委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 労働者を代表する者
- 三 使用者を代表する者
- 四 関係行政機関等の職員

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 知事は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないとき、又は委員としてふさわしくない非行があると認められるときは、第一項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第六条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから、委員の選挙によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、第四条各号の区分ごとにそれぞれ一人以上の委員が出席し、かつ、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第八条 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、労働問題について専門的知識を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 専門委員は、第一項の専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第九条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。この場合において、会長は、第四条各号の区分ごとにそれぞれ一人以上の委員を指名するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 第七条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第二項中「委員の過半数」とあるのは「委員及び専門委員の過半数」と、同条第三項中「出席委員」とあるのは「出席した委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、福祉労働部労働局労働政策課において処理する。  
(平二〇規則三八・一部改正)

(補則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(福岡県労働福祉審議会規則等の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 福岡県労働福祉審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第十六号)

二 福岡県雇用審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第十七号)

附 則(平成二〇年規則第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。